

公益財団法人岡山県体育協会 講師及び原稿執筆等謝金に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人岡山県体育協会（以下「本会」という。）が依頼する講師及び原稿執筆等の対価として支払う謝金に関して必要な事項を定める。

(支払対象者)

第2条 謝金の支払対象者は、本会の職員以外の者とし、原則として本人に直接支払うものとする。

(謝金の種類)

第3条 謝金の種類は、次のとおりとする。

- (1) 講演及び司会等の実施の対価
- (2) 会議等に出席し討議の実施の対価
- (3) 機関誌、教本等の原稿執筆の対価
- (4) 試験問題の作成及び採点の対価
- (5) 通訳及び翻訳の対価
- (6) 研究調査等の作業の対価
- (7) その他

(謝金の額)

第4条 謝金の額は、別表1の謝金単価基準表に定める額を基準とする。なお、事業等を実施する上で特別な事情がある場合には、基準の範囲内で金額を調整することができる。

(領収書の收受)

第5条 謝金を支払った場合には、本会は謝金の支払先から所定の領収書を收受しなければならない。なお、インターネットバンキングによる支払の場合はこの限りではない。

(所得税の源泉徴収及び納税)

第6条 謝金の支払いに関して、本会は法令の定めるところにより、所得税の源泉徴収及び納税を行うものとする。

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事会が別に定める。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

- 1 この規程は、公益財団法人岡山県体育協会の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。